

センター長/管理者 白井直樹

事業方針

高島市を中心とする地域に生活居住地を有する人々に対して、健康医療や福祉、介護等の包括的相談支援に関する研究や実践事業を行い、各種の健康医療・福祉・介護等のサービスを活用することにより、安心して地域生活を営むことができるよう努めます。

事業目標

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるよう、関係者間で地域のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身状況や生活実態、必要な支援等を把握し、福祉・介護や健康医療にかかる必要なサービスの利用につなげる等の支援を行います。
- ② どのような相談内容でも一旦窓口で受け止め、関係機関や事業所の活動、あるいは専門職のネットワークを通じ、それぞれの専門分野が協働し、支援を必要としている人たちのニーズに応えられるよう対応します。また、気軽に相談できるセンターとなるよう周知や関係づくりに努めます。
- ③ 関係機関との連携体制の構築と地域包括支援センターの資質向上を図るため、各種会議へ出席します。
- ④ 多様な家族介護者の属性（高齢者、就労・子育て世代、ヤングケアラーなど）に応じた効果的な支援方策研修などのあらゆる研修の機会を活用するとともに、業務支援を行う3法人が協働し、業務に従事する専門職員の資質向上を図ります。
- ⑤ 高齢者の権利擁護の観点から支援が必要な場合は、地域の行政機関や権利擁護に係る専門機関に必要な連絡を行うほか、連携を密に支援を行います。
- ⑥ 個人情報保護の観点から守秘義務および情報管理を徹底し、相談者や関係者等が安心して相談できる事業所を目指します。

実施する事業

1、総合相談支援事業

介護・福祉、健康医療にかかる行政機関、医療機関、サービス提供施設や事業所、民生委員やボランティア等の地域福祉関係者とのネットワークの構築を図り、幅広い関係者による連携のもとに支援を実施します。

窓口での対応のみでなく、訪問や家庭・近隣住民をとおした実態把握を進め、地域から孤立している要支援・要介護者や重層的な課題を抱えている高齢者を速やかに把握し、必要な支援を実施します。

相談受付から速やかに課題を明確にし、福祉・介護や健康医療の幅広い専門機関等との協働支援体制を構築し、総合的かつ継続的な相談を行い、課題の解決を図ります。

2、権利擁護業務

高齢者虐待については、関係法令や高島市高齢者虐待防止マニュアル等に基づき、虐待の早期発見、早期対応および防止に努めます。発見があった場合には、必要に応じて関係行政機関への報告や関係会議への出席等を行うほか、具体的な連携・協働による支援活動を実施し早期の対応を行います。また、高齢者および養護者などに対して相談・助言や啓発などの活動を実施します。

関係行政機関や社会福祉協議会等と連携し、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を適切に活用できるよう支援します。

重層的に課題が存在している場合や、高齢者が支援を拒否している場合等の困難事例については情報を共有するとともに、多職種が連携して支援にあたります。

消費者被害については、消費生活支援センターや警察などとの情報連携を進めるとともに、地域福祉の関係者等の協力も得て、早期発見、防止に努めます。

3、介護予防ケアマネジメント業務

要支援者および介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じて、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

福祉・介護や健康医療等の関係者と連携を図り、要支援・要介護状態になるおそれがある高齢者の情報を早期に把握し、介護予防の取り組みへつなげます。また、要支援認定を受けているものの、介護保険サービス等を利用していない高齢者を対象に訪問や電話などにより状況を確認し、適正な介護認定申請やサービス利用につなげます。

4、包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的な支援を実施していくために、地域の多職種による連携・協働等の体制づくりを行うとともに、地域で活動する介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、専門職や関係機関との連携のもとに多職種連携によるネットワークを構築し、助言等の支援を実施します。

5、その他

「まちの“住民の健康と社会の健康”」に向け、各法人や事業所と連携し、隣接する「まちの保健室」を活用した取り組み“(仮称)健康カフェ”や地域の見守り活動“(仮称)ぎょうれつ訪問隊”、その他ニーズに対応した取り組みを検討・実施します。